函館市監査公表第22号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知(写)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年9月27日

函館市監查委員 小 野 浩 函館市監查委員 本 間 裕 邦 函館市監查委員 金 澤 浩 幸 函館市監查委員 池 亀 睦 子

函 都 景 令和4年(2022年)9月13日

措置通知書

函館市監査委員様

函館市長 工 藤 壽 樹

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により, 次のとおり通知します。

部	局	名	都市建設部
監査	E 0	種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他(行政監査)
監査等実施期間			令和 2 年 10 月 16 日~令和 4 年 3 月 25 日 提出日 令和 4 年 5 月 19 日
監 査 項 目 等 郵便切手や I Cカード乗車券などの金券等の取扱いについて			
勧告事項,指摘事項,意見			

イ 郵便切手の使用について

(エ) 郵便切手の調達について

調達に当たっては、年度中の必要数量や使用時期を的確に把握のうえ、 計画的に調達し、繰越し分の縮減に努めるとともに、適切な予算額の計 上および予算執行に努められたい。

措置内容,対応・考え方

郵便切手は、空家対策業務や市営住宅管理業務における戸籍調査等で使用しておりますが、使用時期や数量が確定しておらず、常時一定数を保有してきたところであります。極力、使用状況の事前把握に努めることはもとより、紛失・盗難などの事故によるリスクを低減させるためにも、年度中に必要な数量を的確に見込み、過大に保有することのないよう計画的に調達してまいりたいと考えております。